

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等
青少年に有害な図書類の指定

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

土地区画整理法による換地処分

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示

遊技機の型式の認定
林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による東浜坂団地土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

浜坂字高熊

同上の区域(昭和六十一年五月二日現在の地番による。)

浜坂字高熊のうち五九の一、六〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

浜坂字岩ヶ前八五の二、八六の一、八六の三、八七の一、八八、八九、九〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

浜坂字東ウド九一の一、九一の二の一部、九二から九八まで、九八の一、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一から一〇四まで、一〇四の一、一〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部

浜坂字西ウド一〇六の一、一〇六の二、一〇六の四、一〇九の二、一一〇の一、一一一、一一一の一、一一二から一一五まで、一一六の一、一一七の一から一一七の三まで、一一八から一二五まで、一二五の一、一二六、一二六の一、一二七から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一一の一、一三一一の二、一三一一の三、一三二の二及びこれらと

<p>浜坂字湯原</p>	<p>一体をなす国有地の一部 浜坂字湯原一〇八二の三</p>
<p>浜坂字高熊五九の一、六〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>浜坂字揚田一四四の一の一部、一四七の一の一部、一四七の二の一部、一四八、一四八の一、一四九の一部、一五〇の一の一部、一五〇の二の一部、一五一、一五二、一五三の一の一部、一五三の二、一五三の三、一五四の一から一五四の四まで及びこれらと一体をなす国有地 浜坂字西ウド一二二と一体をなす国有地の一部 浜坂字湯原の全域 浜坂字上土居四七〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>浜坂字晝山</p>	<p>浜坂字岩ヶ前九〇の一と一体をなす国有地の一部 浜坂字東ウド九一の二の一部及び九一の一、九一の二、九八、九八の一、九九、一〇〇の一と一体をなす国有地の一部 浜坂字晝山の全域</p>
<p>浜坂字鶴殿谷</p>	<p>浜坂字西ウド一〇六の五、一〇六の八及びこれらと一体をなす国有地 浜坂字鶴殿谷の全域</p>
<p>浜坂字清水ヶ谷</p>	<p>浜坂字西ウド一〇六の六、一〇六の七、一〇九の三、一一六の二から一一六の四まで、一一七の四、一一七の六及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>浜坂字岩ヶ前</p>	<p>浜坂字清水ヶ谷のうち一〇八二の三以外の区域</p>
<p>浜坂字岩ヶ前のうち八五の二、八六の一、八六の三、八七の一、八八、八九、九〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	

廃止する字の名称
 浜坂字東ウド、浜坂字西ウド、浜坂字揚田

鳥取県告示第九百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	区 書		発行 記号等	類 表示された発 行所名
		題	号		
2431	雑誌その他 の刊行物	恥肉 陰毛博覧会 見せてあげたい		GK- タD	アリス出版
2432	"	ウイビーング・クロス		なし	磯波郵書房
2433	"	SEXY EYES		SI- 12-F	クランスマラープロ
2434	"	タッチ VOL.18		TT- 12-F	Do 企画

2435	"	メッセージ MESSAGE	ME— 12—F	Do 企画
2436	"	激しく突いて 女教師強姦 おんな教師	GK— タウ	Do 企画
2437	"	愛強め 本番激挿入 秋桜	GK— タF	Do 企画
2438	"	流腸谷ち込み500CC DAPHNE VOL. 87	GK— タE	Do 企画
2439	"	美麗華	GK— タY	Do 企画
2440	"	快楽実話告白人 ミルキイガール 淫虐の報い	ZD— 12—F	Do 企画
2441	"	Juicy	SJ— 12—F	童里夢社
2442	"	ズナイズ 毛刺り恥穴	SP— 12—F	童里夢社
2443	"	CAT 桃色子猫物語	GK— タ3	童里夢社
2444	"	ザ・ベスト MAGAZINE 12月号	雑誌コー プ140 03—12	KKベストセラー
2445	"	セクシーアクション 12月号	雑誌 0551 9—12	株式会社サン出版
2446	"	GAL FOCUS 12月号	雑誌コー プ128 71—12	三共図書出版
2447	"	GAL'S KISS 12月号	雑誌 1292 1—12	三和出版株式会社
2448	"	スコラ 第110号	雑誌21 112— 11/18	スコラ講談社
2449	"	マスケットノート 12月号	雑誌 0834 5—12	朝大洋書房
2450	"	キャッツー 12月号	雑誌コー プ129 55—12	朝白夜書房

2451	"	漫画ピラニア 11月号	雑誌コー プ183 41—11	辰巳出版株式会社
2452	"	漫画大悦楽号11月増刊号 不倫妻の寝室	雑誌08 318— 11/30	朝笠倉出版社
2453	"	漫画スキャンダル 12月号	雑誌 1836 9—12	有限会社光彩書房
2454	"	エロスの部屋 12月号	雑誌 0209 1—12	朝新和出版社
2455	"	漫画ダイナマイト 12月号	雑誌コー プ059 79—12	辰巳出版株式会社
2456	"	漫画スカット 12月号	雑誌 0838 9—12	ちのり書房

鳥取県告示第九百三十四号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）高山地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地域表作改善モデル事業鎌谷地区農業用排水）を昭和六十一年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地域表作改善モデル事業田井地区農業用排水）を昭和六十一年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す

る。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十九日 鳥取県指令受漁港第五十七号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十一年十一月十一日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三五九一ー一から同大字字清水谷九七三までの地先公有水面

(一) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点から6の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、6の地点から8の地点までを順次に通る昭和四十九年四月十二日付鳥取県指令受河第九十八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東三号防波堤灯台(北緯三五度三一分二〇秒東経一三四度五分二七秒)から一三六度三〇分一六八・〇〇メートルの地点
ルの地点

- 2の地点 1の地点から一七八度二〇分六・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一九七度三〇分二〇・八〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二一六度〇〇分一七・二〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五六度一〇分三五・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二三一一度〇〇分三三・二〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三二九度三〇分二五・八〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三二八度〇〇分一〇・〇〇メートルの地点

(二) 面積

二、五八三・三三平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第九百三十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第三百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から東浜坂団地土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十六日 鳥取県指令受都計三―二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字鯨池ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原一二六九―二

錦海設備有限公司

代表取締役 生田勝久

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	サブマリン		株式会社ニューギン
	モビルファイト		
	モビルファイトII		
	サイクロンマークII		平和工業株式会社
	弁慶		
	ショーマン		マルホン工業株式会社
	センチュリーパワー		
	キャラバン		株式会社竹屋
	キングタンクII		
	フォーチュンワンZ		株式会社大一商会
ワンダーセブンZ			
回胴式遊技機			株式会社パイオニア
			高砂電器産業株式会社

